

平成18年度（2006年度）第6回横須賀市情報公開審査会

「公文書公開制度の一部見直し（第3回）」議事録

- ・ 日 時 平成18年10月25日（水）10:00～11:10
- ・ 場 所 横須賀市勤労福祉会館（ヴェルクよこすか）第3教室
- ・ 出席委員 原田委員長、三浦委員、遠藤委員、木村委員、千賀委員
- ・ 実施機関 行政管理課 松谷課長、室井主査、依田主任
（事務局）
- ・ 傍聴者 なし

1 開 会

2 議 題

（1）公文書公開制度の一部見直しについて

各委員の意見

< 見直しにあたっての基本的な考え方について >

- ・ 大量請求については、諾否決定延長措置によって対応するという考え方よりは、別途事務処理期間を設けることとし、諾否決定は可能な限りすみやかに行うようにした方がよいのではないか。
- ・ 上記の場合、条例11条は修正せず、別途事務処理期間を設けることを規則等で定めるということでもよいのではないか。
- ・ 60日を越えた諾否決定については、再延長するのではなく、事務処理期間としてとらえるということでもよいのではないか。諾否決定の再延長については、事務処理を迅速に行う必要があるという観点から若干課題があるのではないかと感じてしまう。
- ・ 実務上、事務処理期間を要するときにも諾否決定期間の延長で処理されていたのであれば、修正意見には賛成する。

（答申の方向性）

延長という表現については「事務処理期間の延長」とする表現に変更する。

< 手数料の徴収について >

- ・ 仮に、横須賀市において、国の請求単位の考え方により行う場合は、国よりはる程度具体的な基準を作成した方がよいと思う。
- ・ 大量請求の課題のみについて考えると、公開請求手数料を導入しても、請求者に不利益が直接生じることはないと思う。むしろ、公開実施手数料において、対象文書の量で実施機関の事務処理に見合う費用を徴収することが必要ではないか。
- ・ 手数料徴収に関して現在は公開請求手数料は無料であるが、国方式を採用した場合は請求者から一律に徴収することになる。また、電磁的記録の交付も含め実費負担から公開実施手数料に変更することとなる。
- ・ 公開実施手数料については、現在の実費負担についても同様の考え方であると思うが、国方式の手数料案を採用した場合、徴収金額も現行から変更することになると思うが、国方式による手数料徴収の導入に賛成する。
- ・ 電磁的記録については、国方式を採用した場合、現行の実費負担のほかに情報量を上乘

せし公開実施手数料として徴収することになるということであろう。

- ・国方式の場合は、公開請求手数料及び公開実施手数料という２段階で徴収することになると思う。国方式については、行政文書１件の考え方に課題があるため、この点は横須賀市においても課題になると思う。

- ・請求者は情報という利益を受けるということから、国並みの費用による手数料徴収には賛成する。

- ・請求者からの公開請求手数料の一律徴収は、現在の最大の課題となっている商業的目的による大量請求について、どのように対応していくかという論点には合わないと感じる。一律の手数料徴収は、見方によれば条例の目的に即した請求者にも負担してもらうこととなる。しかしながら、請求者は一律に一定の利益の供与を受けるということに着目し、一定の手数料を負担してもらうという考え方が。

- ・今の意見は、請求の際に利用目的を明示するという案にも影響してくると思う。商業的目的の場合は手数料を有料、それ以外は無料とした場合は、請求の際にはその利用目的の記載が必要になると思う。そのため、審査会としては、一律に手数料を徴収するか、利用目的を明示してもらい商業的目的のみ徴収するかのどちらかを選択することになる。現行制度は、知る権利という観点から請求者がただ知りたいという理由でも請求が可能であるが、商業的目的に対してのみ徴収とした場合は、利用目的を必ず明示させないといけないことになる。そのため、結果的には請求者の思想信条の記載にもつながるかもしれない利用目的については明示させずに、全ての請求者に対して、一律例えば300円を徴収するという考え方もよいのではないか。

- ・仮に利用目的の記載を義務化したとしても、請求者が正直に請求書に記載するかは疑問である。また、利用目的の記載を義務化してもそれが真実かどうかは検証のしようがない。そのため、先ほどの委員の意見のとおり請求権の制限につながるようなことは行わずに、請求者全てから一律に手数料を徴収した方がよいのではないか。また、大量請求に対しても、多くの公開実施手数料を徴収とした方がよいと思う。

- ・利用目的の記載を義務化しないとした場合、案３方式（商業的目的の場合は手数料を有料）より案１方式（一律徴収）の方がよいのではないか。

（答申の方向性）

「国方式を参考にして前向きに検討すべきである。」という方向性とする。

< 公文書公開請求権を行使する主体について >

- ・現行どおり利用目的を記載しなくてもよいとした場合、ある請求が権利の濫用であると判断する際には、利用目的の記載があれば、これを厳格に判断して拒否処分を行える根拠になり得るかもしれないが、これとの関係はどのように考えるか。

- ・拒否処分の根拠としては難しいかもしれないが、条例改正の案としては、現行の５条（利用者の責務）を「権利を正当に行使しなければならない。」として、現行の規定を二つの条文に分けることが考えられると思う。従来の規定ではそれが曖昧であり、改正の際は利用者の責務をさらに明確に位置付けることが必要ではないか。

- ・利用者の責務の改正の考え方は、広く一般的なものと考え、全ての請求者に対する責務として明確にすることではないか。商業的目的を排除するのではなく、請求者に対しては正当な権利行使を求めるという根拠を明確にするということである。今までの議論は、請

求権者の何人を変更するのではなく、現在の課題に対する第一段階の対応として、条例の目的に沿った請求を行うように利用者の責務を改正するということであろう。

- ・「利用目的の記載の義務付けについて」は、先ほどの意見を踏まえて削除したらどうか。

(答申の方向性)

「利用者の責務を明確かつ厳格にするよう条例の規定を見直す。」という方向性とする。

< 電磁的記録の公開方法について >

・例えばワードにより作成され保存されているものを公文書公開請求により交付するときはPDF化して交付することは情報公開制度においては可能なことなのであろうか。

- ・国はPDF化により交付を行っているのではあろうか。

(答申の方向性)

国の実施方法及びPDF化による交付の適正性について調査することとし、再度審議し、答申の方向性を検討する。

< 条例の見直し規定について >

・改定規定の有無によらず、必要性が生じた場合は審査会において審議は現行でも行っている。

- ・通常はあるものでないか、明確にしたほうがよいのでないか。

(答申の方向性)

「改定規定を設けることが望ましい。」という方向性とする。

< 公表されている公文書の適用除外について >

・現行条文では、閲覧に供している公文書も公文書公開請求により写しを求められると拒否できないと思われる。

- ・現行の写しの費用は実費負担のみであるためにそのような事例が生じるのであろう。

(答申の方向性)

再度審議し、答申の方向性を検討する。